

広島県建設事業負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十五号

#### 広島県建設事業負担金条例の一部を改正する条例

広島県建設事業負担金条例（昭和三十六年広島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 呉市のうち豊島及び大崎下島の区域における平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度分の次の表の上欄に掲げる事業（国が当該事業費の一部を負担又は補助するものに限る。）に係る負担金は、第二条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担基準により徴収する。

事 業	年 度				負 担 基 準
	平成二二年度	平成二三年度	平成二四年度	平成二五年度	
海岸 海岸保全施設の新設又は改良	事業費の 1.2 20	事業費の 1.4 20	事業費の 1.6 20	事業費の 1.8 20	

#### 附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。